

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と 労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記 請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合で あっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額 の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察

(最一小判令和4年7月14日民集76巻5号1205頁)

山田拓広*

【事案の概要】

1 Xは、平成28年1月5日、原動機付自転車で、交差点において右折待ち停車中であったところ、飲酒した状態で対向から追越しのための右側部分はみだし通行禁止規制に違反して走行してきたAの運転する普通乗用自動車と正面衝突し、左下腿デグロービング損傷・左脛腓骨開放骨折等の傷害を負った（以下「本件事故」という）。

本件事故によるXの傷害部分に関する人的損害は、治療費、入院雑費、通院交通費、装具レンタル費用、休業損害、入通院慰謝料の合計1304万4123円であった。

2 政府は、本件事故が第三者の行為によって生じた業務災害であるとして、Xに療養補償給付及び休業補償給付として864万2146円の労災保険給付を行った。これにより、864万2146円の限度で、XのY（Aが運転していた普通乗用自動車について自賠責保険契約を締結していた保険会社）に対する直接請求権が国に移転した（Xも労働基準監督署長にXのYに対する直

* やまだ・たくひろ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程 弁護士

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

接請求権について、政府が労災保険給付の価格の限度で取得することを承知する念書を提出している）。Xには、傷害部分に関する損害1304万4123円と労災保険給付864万2146円との差額440万1977円が、労災保険給付を受けてもなお填補されない損害として残った状態となった。

- 3 Xは、平成30年6月8日に、国は同年6月14日に、Yに対し直接請求を行った。Yは、Xの人的損害を997万9262円と算定し、同年7月20日、Xに対し、傷害に関する自賠責保険金120万円のうち16万0788円を支払い、同年7月27日、国に対し、103万9212円を支払った。この支払は案分説によるものであった。計算式は次のとおりである。

国の取得分 $120\text{万円} \times (864\text{万}2146\text{円} \div 997\text{万}9262\text{円}) = 103\text{万}9212\text{円}$

Xの取得分 $120\text{万円} - 103\text{万}9212\text{円} = 16\text{万}0788\text{円}$

- 4 損害保険料率算出機構（当時は自動車損害賠償保険料率算定会本部）は、昭和41年12月26日、各調査事務所に対して、「労働者災害補償保険の保険給付と自動車損害賠償責任保険の損害賠償額支払との調整について」（自賠調19号）を通知し、同通知のなかには「求償と法第16条請求との競合の場合」、「b 損害調査額合計が保険金額を超える場合は、法第16条請求と求償とは共に同質の債権であるから、民法427条の比例配分を採用する。即ち、求償額と、損害調査額合計から求償額を差し引いた額との割合をもって、保険金額を配分した額をそれぞれに支払う。」との記載があった。

- 5 厚生労働省労働基準局は、労災保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたものについて労災保険給付を行う場合の事務処理基準として、次のとおり、「第三者行為災害事務取扱手引」を示していた。同手引には、「自賠責保険等に求償する場合」、「ア 請求が競合した場合の取扱い」、「政府の求償と第一当事者（注：被災労働者又はその遺族）からの慰謝料等の請求の合算額が自賠責保険金額を超過するときは、保険会社等は政府と第一当事者等に対して案分比例して支払うことになる。」との記載がある。

- 6 最高裁判所第三小法廷(民集62巻2号534頁)は、平成20年2月19日、交通事故の被害者が、老人保健法(平成17年法律第77号による改正前のもの)25条1項に基づく医療の給付を受けてもなお填補されない損害について直接請求権を行使する場合は、他方で医療の給付を行った市町村長が、老人保健法41条1項により取得した直接請求権を行使し、被害者の直接請求権の額と市町村長が取得した直接請求権の額の合計額が自賠責保険の保険金額を超えるとときであっても、被害者は市町村長に優先して自賠責保険の保険会社から保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるとの判決を言い渡した(以下「平成20年最判」という)。
- 7 最高裁判所第一小法廷(民集72巻4号432頁)は、平成30年9月27日、交通事故の被害者が労災保険法に基づく給付を受けてもなお填補されない損害について直接請求権を行使する場合は、他方で労災保険法12条の4第1項により国に移転した直接請求権が行使され、被害者の直接請求権の額と国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険の保険金額を超えるとときであっても、被害者は、国に優先して自賠責保険の保険会社から保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるとの判決を言い渡した(いわゆる被害者優先説を採用した。以下「平成30年最判」という)。
- 8 以上の事実関係を前提に、Xは、Yに対し、傷害部分に関する自賠責保険金全額の支払がなされるべきと主張し、Yは、平成30年判決の言渡しまでは案分説が「慣習」であったから、本件における支払には被害者優先説は適用されず、民法478条の適用または類推適用により、本件の支払は有効であると主張した。

第1審は、被害者優先説を採用して、Xは国に優先してYに対して保険金額の上限である120万円の支払いを受けることができるとしてXの請求を認容した。案分説は平成30年最判が出されるまでは慣習であった、とのYの主張に対しては、平成20年最判が被害者優先説を採用し、同判決の最判解説が労災保険給付にも被害者優先説が妥当し得ると言及

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

していること、保険法25条2項が私保険においても被害者優先説を採用したこと、平成30年最判の第1審、原審が被害者優先説を採用したこと等から、案分説は改められるべき状態であったとして排斥した。民法478条の類推適用については、案分説は被害者優先説に改められるべきものとなっていたため、国がXと同順位の外観を有するとはいえず、案分説に従うべきと信じたYに過失がないとはいえない、と判断した。

これに対してYが控訴したところ、控訴審も第1審とほぼ同様の理由で控訴を棄却したため、Yが上告した。

[最高裁の判断：破棄自判]（最一小判令和4年7月14日民集76巻5号1205頁）

最高裁は、原審を破棄し、次のとおり判示した。

「直接請求権は、被害者の被保険者（加害者）に対する自賠法3条の規定による損害賠償請求権と同額のものとして成立し、被害者に対する労災保険給付が行われた場合には、労災保険法12条の4第1項により上記労災保険給付の価額の限度で国に移転するものであって、国は上記価額の限度で直接請求権を取得することになる。被害者は、未填補損害について直接請求権を行使する場合は、他方で同項により国に移転した直接請求権が行使され、上記各直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超えるときであっても、国に優先して自賠責保険の保険会社から自賠責保険金額の限度で損害賠償額の支払を受けることができるものであるが（前掲最高裁平成30年9月27日第一小法廷判決参照）、このことは、被害者又は国が上記各直接請求権に基づき損害賠償額の支払を受けるにつき、被害者と国との間に相対的な優先劣後関係があることを意味するにとどまり、自賠責保険の保険会社が国の上記直接請求権の行使を受けて国に対してした損害賠償額の支払について、弁済としての効力を否定する根拠となるものではないというべきである（なお、国が、上記支払を受けた場合に、その額のうち被害者が国に優先して支払を受けるべきであった未填補損害の額に相当する部分につき、被害者に対し、不当利得として返還すべき義務を負うことは別論である。）。

したがって、被害者の有する直接請求権の額と、労災保険法12条の4第1項により国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても、自賠責保険の保険会社が国の上記直接請求権の行使を受けて国に対して自賠責保険金額の限度でした損害賠償額の支払は、有効な弁済に当たると解するのが相当である。」

【研 究】

1 問題の所在

本件（以下、本件最高裁判決を「本判決」という）は、交通事故の被害者が有する自動車損害賠償保障法（「以下自賠法」という）16条1項に基づく請求権（以下「直接請求権」という）の額と、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）12条の4第1項により国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額（120万円）を超える場合に、自賠責保険会社が国に対して行った損害賠償額の支払は有効な弁済に当たることが争われた事案である。

被害者の直接請求権と、国の求償権が競合している状況ではなく、既に、自賠責保険会社による案分弁済が完了した後で、被害者が傷害部分に関する自賠責保険金の上限120万円全額の支払を求めた点に特徴がある。自賠責保険会社してみると、この請求が認められれば、国と被害者に対して二重払いを強いられ、被害者への弁済後に国に対して不当利得返還請求を行う必要が生じる¹⁾。

他方、判決文の中にも出てくる、平成30年最判（最一小判平成30年9月27日民集72巻4号432頁）は、被害者の行使する直接請求権と労災保険給付により国に移転した直接請求権の合計額が自賠責保険の保険金額を超える場合に、被害者は国に優先して損害賠償額の支払を受けられる（以下「被害者優先説」ということがある）、と判示している。よって、この判決にしたがえば、被害者は自賠責保険金の上限額まで国に優先して支払を受けること

1) 丸山一朗「自動保険実務の重要判例【第2版】」（保険毎日新聞社、2022年）275頁。

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

ができるため、自賠責保険会社の国への弁済の効力を否定して、被害者への弁済を認める判断もあり得るところである（第1審、原審はこのような考え方を採用している）。

しかし、平成30年最判は、本件のように、自賠責保険会社が被害者と国に案分弁済した後で紛争が生じたケースではなく、被害者にも国にも弁済が行われる前の時点において、被害者が労災保険給付を受けてもおお填補されない損害について有する直接請求権と、国に移転した直接請求権の額が自賠責保険金額を超えている場合の直接請求権の競合について判断した事案であり、この点で本件と異なる。

このような場合に、被害者優先説を採用したこと、すなわち、直接請求権が競合した場合に国の請求を拒絶できるとすることが、本件のように、既に国への弁済が完了した後で、国への弁済の効力を否定する法的効力を生じさせるといえるかが問題となる。

この点を検討するにあたっては、直接請求権の法的性質や、平成30年最判が被害者優先説を採用した根拠等を検討する必要がある。また、本判決は、結論として、自賠責保険会社の国に対する弁済を有効と判断しつつ、かつこ書きで、「なお、国が、上記支払を受けた場合に、その額のうち被害者が国に優先して支払を受けるべきであった未填補損害の額に相当する部分につき、被害者に対し、不当利得として返還すべき義務を負うことは別論である。」とも判示している。

自賠責保険会社の国に対する弁済が有効であるのに、いかなる理由で国に不当利得が生じるのかは検討する必要があるが、仮に、国が被害者に不当利得返還義務を負うとなった場合は、被害者の負担において国に対して不当利得返還請求を行わなければならない。このような状態は、資金力も知識も豊富な自賠責保険会社が二重払いの危険を負担して国に不当利得返還請求を行う場合に比して、被害者の負担が大きいといえるであろう²⁾。

2) 最近では、自動車保険における弁護士費用特約を使用して損害賠償請求をする被害者が増えていると考えられるが、弁護士費用特約はあくまでも賠償義務者に対する損害賠償請

これらの点を念頭におきながら、以下検討する。

2 直接請求権の範囲

直接請求権が発生する範囲がどこまでかが問題となる。本判決はこの点につき、「直接請求権は、被害者の被保険者（加害者）に対する自賠法3条の規定による損害賠償請求権と同額のものとして成立し」と判示しており、直接請求権は、自賠責保険金額の上限までしか発生しないのではなく、損害賠償請求権と同額のものとして成立する、という理解を前提としている。特段の理由付けは示されていない。このように、直接請求権が保険金額の上限を超えて発生しているからこそ、被害者と保険者との間で請求権の競合や優先劣後の問題が生じる³⁾。直接請求権が保険金額の上限までしか発生しないと考える場合、保険者の保険給付により移転する権利の範囲が問題となるのであり、競合する権利行使の優劣の問題とはならない⁴⁾⁵⁾。直接請求権は自賠責保険金額を上限に成立するとの理解もあるようであるが⁶⁾、本稿の主題から逸れるため、この点は、本判決の理解を前提に検討を進める。

3 移転する権利について

労災保険法12条の4第1項は、「政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠

↘ 求をする際の弁護士費用を担保するものであり、国に対する不当利得返還請求を行う場合は対象外と考えられる。

3) 山本哲生「労災保険者の代位した直接請求権と被害者の直接請求権の優劣及び直接請求権の履行遅滞の時期」損害保険研究81巻3号221頁の脚注1) 参照。

4) 山本・前掲注3) 221頁の脚注1) 参照。

5) 高野真人「自賠法16条の直接請求権の発生額と権利の帰属及び行使における調整」損害保険研究81巻4号86頁も参照。

6) 藤村和夫ほか編『実務交通事故訴訟大系第2巻』[松居英二]（ぎょうせい、2017年）330頁。

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

償の請求権を取得する。」と規定されている。したがって、移転する権利は「損害賠償の請求権」ということになる。

他方、自賠法3条は「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。」と規定する。すなわち、自動車の運行により生命又は身体の損害を被った者は、自賠法3条に基づく損害賠償請求権⁷⁾を取得し、同時にこれと同額のものとして、自賠法16条1項の直接請求権を取得する。そして、自賠法16条1項は、「第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。」と規定し、直接請求権は、「損害賠償額の支払をなすべきことを請求」する権利とされる。

労災保険法12条の4第1項に基づき政府が保険給付を行った場合に、国は、自賠法3条に基づく損害賠償請求権と、自賠法16条1項に基づく直接請求権をそれぞれ取得するものとされている。公的保険者が自賠法3条の損害賠償請求権を代位取得する場合、同様に16条請求権（直接請求権）も取得するとされていること自体が一つの論点であると指摘されているが⁸⁾、直接請求権が損害賠償請求権であることは判例により確定されていると考えられるので⁹⁾¹⁰⁾、「損害賠償の請求権」（労災保険法12条の4第1項）として、移転するものと考えられる。本判決も直接請求権の移転を認

7) 本条は、「自動車事故の中でも人身事故（他人の生命または身体を害したとき）について、民法709条および715条の特則を定めたもの」とされる。北河隆之ほか著『逐条解説 自動車損害賠償保障法 [第2版]』〔八島宏平〕（弘文堂、2017年）19頁。

8) 高野・前掲注5) 80頁。

9) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022年）167頁、最三小判昭和57年1月19日民集36巻1号1頁等。

10) 濱口弘太郎「民事判例研究」名経法学第466号（2022年）9～10頁は、最判昭和39年5月12日民集18巻4号583頁、前掲注9)の最判昭和57年1月19日、最判平成元年4月20日民集43巻4号234頁、最判平成12年3月9日民集54巻3号960頁を分析して、直接請求権によって行使されている権利の性質は、不法行為に基づく損害賠償請求権であるとする。

めている。

4 直接請求権の法的性質

(1) このように、直接請求権は、損害賠償請求権であるが、なぜ自賠責保険会社は、自動車事故の被害者の損害賠償請求に応じなければならないか。直接請求権の法的性質については、①被害者保護という社会政策的理由からの法の特別の規定によって生じたものであるとする法定権利説、②被害者は、自賠法3条の規定による保有者の損害賠償責任の発生と同時に、被保険者が保険者に有する権利を内容とする別個独立の権利を自賠法16条1項により原始取得するとする、直接訴権説・原始取得説、③責任保険における保険給付は、被保険者が負担する損害賠償債務を免れさせることにあり、当該債務について保険会社が被害者に直接損害賠償額を支払うことにより被保険者の責任の免脱がなされれば契約目的は達成されることや、被害者が保険会社に直接請求権を有する根拠は責任保険の法構造あるいは保険会社と保険契約者との間の直接あるいは定型的に立法化された意思であるとする、免脱請求権説等がある¹¹⁾。基本的には①及び②の考え方(法の規定により生じる権利)と③の考え方(責任保険の法構造ないしは保険会社と保険契約者との間の意思に基づく)の対立と指摘されている¹²⁾。

判例の立場は、はっきりしない部分もあるが¹³⁾、前者(①ないし②)の立場をベースに直接請求権は自賠法が創設した権利であり、これに関する解釈問題は個別問題ごとに妥当な解決を図る立場であると評されている¹⁴⁾。

学説上の支配的見解は、③をベースに民法上の第三者のためにする契約により不特定多数の第三者に保険者への直接請求権を付与したもので、保

11) 学説の整理は川井健ほか編『注解交通損害賠償法1(新版)』〔伊藤文夫〕(青林書院、1997年)164頁に依拠した。

12) 山下(友)・前掲注9)167頁。

13) 高野・前掲注5)82~83頁は、最高裁は直接請求権について、損害賠償請求権だという点のみを明らかにしている、と指摘する。

14) 山下(友)・前掲注9)167頁。

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

険会社は、被保険者の負担する債務を併存的に引き受けているとする考え方が支配的のようである¹⁵⁾¹⁶⁾。この説に立った場合、保険者の債務と保有者の債務とは連帯債務の関係となる（民法470条1項）。

これらの見解の対立は、理論的説明という側面が強く、個別の争点に対する結論に影響するところがありなため、個別問題ごとに解決を図る判例の立場が妥当ではないかと思われる¹⁷⁾。

(2) 以上、学説・判例の状況を概観した。自賠責保険会社が直接請求権に応じる法的根拠は明らかとなったが、被害者の請求権と保険者（国）の請求権が競合した場合に、被害者が優先する理由は、直接請求権の法的性質からは明らかでなく、直接請求権の法的性質から導かれるものでもないと考えられる。また、競合の場面では被害者優先説が妥当するのに、劣後する非優先債権者である保険者（国）に対する弁済が被害者の未填補損害がある状態で行われた場合に、これが有効となり、ただし、未填補損害を有する被害者との関係では、国に不当利得が成立し得るという判断も、直接請求権の法的性質からは導かれないようである。そこで、続いて、平成30年最判、平成20年最判が被害者優先説に立った理由の検討を通じて考察する。

5 平成30年最判及び平成20年最判について

(1) 平成30年最判は、交通事故により受傷し、後遺障害が残存したと主張する被害者が加害車両の自賠責保険会社に対し、傷害部分及び後遺障害

15) 川井ほか編〔伊藤文夫〕・前掲注11) 165～166頁、北河ほか〔八島宏平〕・前掲注7) 142頁。

16) 山下（友）・前掲注9) 168頁は、問題ごとに合理的な解決をするという法定債務説（①ないし②の見解）の発想は正当であるが、理論的な枠組みが欠如していることや、ドイツやフランスの直接請求権の理論でも採用されているとして債務引受説を支持される。ただし、同書では、第三者による契約という構成を前提するとは述べられていない。

17) 濱口・前掲注10) は、直接請求権はあくまで補助的手段と位置付けておき、あえて免脱請求権の議論に踏み込む必要はないと思われる、と指摘する。

部分について自賠法16条1項に基づき直接請求権を行使した事案である。この事案では、政府は、被害者に対し、労災保険給付として、療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を行ったことを理由に労災保険法12条の4第1項により労災保険給付の価格の限度で直接請求権が国に移転したと主張しており、直接請求権が競合した事案である。本判決と異なり、自賠責保険会社からは被害者にも国にも支払が行われていない状態であった。被害者の未填補損害額は、傷害部分につき303万5476円、後遺障害部分につき290万円であった。また、本件事故に関する自賠責保険の保険金額は傷害につき120万円、後遺障害につき224万円(12級)であった。

以上の事実関係を前提に、最高裁は、自賠法16条1項は、被害者は、自賠責保険金額の限度では確実に損害の填補を受けられることとして被害者保護を図ることをその趣旨とするものであり、被害者の未填補損害額が自賠責保険金額を超えているのに自賠責保険金額の全額について支払を受けられないのは自賠法16条1項の趣旨に沿わないこと、労災保険法12条の4第1項は、受給権者が填補された損害の賠償を重ねて第三者に請求することを許すべきでないこと(被災者の二重利得の禁止)、損害賠償責任を負う第三者が填補された損害について賠償義務を免れる理由はないこと(加害者の不当な責任免脱の防止)、政府が行った労災保険給付の価格を国に移転した損害賠償請求権によって賄うことが労災保険法12条の4第1項の主たる目的とは解されないこと(公的保険代位の目的)等を理由に被害者優先説を採用して、被害者は国に優先して自賠責保険金額の限度で直接請求権を行使できると判断した。

(2) 次に、平成30年最判と同様、被害者の行使する直接請求権と老人保健法(平成18年法律第83号により「高齢者の医療確保に関する法律」に名称変更)25条に基づき医療を行った大阪市長が同法41条1項に基づき直接請求権を取得したとして請求権の競合(被害者の未填補損害に係る直接請求権の額と大阪市長の直接請求権の額の合計が自賠責保険金額を超え、自賠責保険会社からはいずれに対しても支払がなされていない)が生じた事案において、平成20年最判

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

（最三小判平成20年2月19日民集62巻2号534頁）も被害者優先説を採用している。

平成20年判決は、平成30年最判と同様、自賠法16条1項の趣旨、被災者の二重利得の禁止、加害者の不当な責任免脱の防止、医療に関して支払われた価格等を市町村長が取得した損害賠償請求権によって賄うことが、同項の主たる目的とは解されないこと（公的保険代位の目的）を被害者優先説に立つ結論を導く理由付けとしている。しかし、それだけではなく、さらに、老人保健法に基づく医療給付は社会保障の性格を有する公的給付であり、損害の填補を目的として行われるものではない、とも述べているため、平成20年最判の射程が労災保険法に及ぶかが問題となっていた¹⁸⁾。

平成30年最判は、判決文の中で平成20年最判を引用していないことや、労災保険法の給付には損害填補の性質があることから、平成20年最判は労災保険法の給付に直ちに援用できるものではないと考えられているのではないかと、との指摘もあるが、いずれにしても、平成20年最判と、平成30年最判とで現状の社会保険の全体をカバーすることになると考えられる¹⁹⁾。

(3) 平成20年最判の射程の問題はあるにしても、共通の理由付けとなっている自賠法16条1項の趣旨、被災者の二重利得の禁止、加害者の不当な責任免脱の防止および公的保険代位の目的の観点から、なぜ被害者優先説が導かれるのか。

保険法25条2項のような規定がない労災保険法等において、解釈により保険法25条2項と同様の結論を導くことに疑問を呈する見解もある。すなわち、保険法25条2項のような権利行使の優先関係に関する規定がない以上は、代位を規定する法あるいは自賠法で優先関係を明文化する方がより

18) 森富義明『最高裁判例解説 民事篇 平成20年度』117、120頁は、平成20年最判の判断は、被害者の直接請求権と社会保険者の取得した直接請求権の調整一般について妥当し得るので、労災保険法12条の4第1項にも及ぶと指摘する。

19) 竹濱修「自賠責保険における被害者の直接請求権と労災保険を給付した国の直接請求権の優劣」私法判例リマークス59号（2019年〈下〉）96頁。

明確になるとする²⁰⁾。

しかしながら、自賠法16条1項の趣旨が被害者保護にあることや、労災保険給付の価格を国に移転した損害賠償請求権によって賄うことは労災保険法の主たる目的ではないこと(老人保健法も同様)は、公的保険者との関係で被害者が優先することを基礎付けるし、被害者の二重利得禁止や加害者の不当な責任免脱の防止という理由は保険代位の一般的根拠であること²¹⁾に鑑みれば、保険法25条2項の趣旨を援用して、保険法25条2項と同様の規律を適用することが可能ではないかと考えられる。

さらに、被害者が先に自賠責保険に請求した場合には限度額まで受領できるのに、被害者が先に労災保険等に請求した場合には権利行使の競合が生じ案分となるのは不合理であること²²⁾、自賠法も労災保険法も被害者保護を目的としており、権利行使の場面においてあえて被害者に不利になる取り扱いを是とする必要性は見いだせないこと²³⁾等からも保険法25条2項と同様の規律を及ぼすことができるのではないと思われる。

よって、私見としては、平成30年最判、平成20年最判ともに妥当であり、被害者優先説の根拠は保険法25条2項の趣旨から導かれるものと考え²⁴⁾²⁵⁾る。

20) 島智久「自賠法16条1項の請求に関わる労災保険求償との優先関係および履行期」共済と保険2019年6月号(2019年)25頁。

21) 竹瀆・前掲注19)96頁。

22) 川井ほか編〔伊藤文夫〕・前掲注11)170~171頁。

23) 竹瀆・前掲注19)97頁。

24) 山本・前掲注3)226~227頁は、保険法25条2項のような法規定がない労災保険について、解釈論として保険法と同様の結論を導くことができるかについて、解釈論として無理であるとはいえない(226頁)とし、保険法25条2項のような規定はなくとも、代位制度に内在する考え方として同様の解釈をすべき(227頁)、とされる。

25) 高野・前掲注5)97頁は、平成30年最判や平成20年最判が被害者優先とした理由や、公的保険者が劣後する理由(公的給付を代位により賄うことは主たる目的ではない、という点をいうものと思われる)は、私保険において損害がすべて填補されない場合に被保険者の権利行使を優先させるという保険法25条2項の規定の趣旨と同質性があるから類推適用することの妥当性は十分にある、とされる。公的保険者に私法の規律を類推適用できる

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

6 弁済と効力と保険法25条2項との関係について

被害者優先説の根拠を保険法25条2項の趣旨から導かれるもの、ないし、代位制度に内在する考え方に基づくものと考えた場合、本判決が、被害者と国の直接請求権が競合した場合に国への弁済を有効と判断したことをどのように捉えるべきか。

この点については、破産手続における場面を想定したものではあるが、保険法25条2項における保険者と被保険者との権利行使は保険者と被保険者との間の関係上のものに過ぎず、破産手続上は一般債権者として優劣をつけない扱いにせざるを得ず、優先関係は保険者と被保険者の相対的な関係での清算となるとの指摘がある²⁶⁾。これに対しては、16条請求の行使を一種の担保権の実行だと考えれば、配当を受ける債権者はいずれも担保権を有する者同士であるから、その配当にあたって、保険法25条2項の考え方を直接適用して配当額を算定してもよいのではないかと、との指摘もある²⁷⁾。

しかし、破産手続における配当の場面においては、保険者と被保険者は、多数の債権者のうちの一債権者に過ぎず、被保険者が保険者に相対的に優先するに過ぎない権利関係を明文の規定なく破産手続に反映させることは困難と考えられる²⁸⁾。このように、被害者優先説は、保険者と被保険者間の権利行使の優先劣後に関する考え方に過ぎず、被保険者が保険者に

↘かは検討を要すると考えられる。

26) 山下（友）・前掲注9）412頁。

27) 高野・前掲注5）97～98頁。

28) 破産手続の場面を想定してみると、被保険者は、多数の一般債権者との関係では同順位であるが、保険者との関係では優先債権者になり、保険者も多数の一般債権者との関係では同順位であるが、被保険者との関係では劣後債権者となる。そして、保険者は被保険者が損害の全額を受領するまでは権利行使できないわけであるから、被保険者の損害が残っている限り、保険者は他の一般債権者との関係でも劣後することになる。さらに、通常、破産財団が一般債権者の債権全額を満足させることはないから（それが可能であれば支払不能とはいえ、破産手続開始の要件を欠くことになるであろう（破産法15条1項）、結果的に、保険者の求償権は無価値となる。破産法はこのような事態を想定していないと考えられる。

優先する担保権を有しているわけでもないことから、被害者優先説の考え方を根拠に、自賠責保険会社の行った劣後債権者たる国への弁済を無効にすることはできないものと考えられる。

この点を、民法502条3項の規定から根拠付ける指摘もある。すなわち、民法502条1項は、「債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができる。」と規定し、同条3項は、「前二項の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となっている財産の売却代金その他の当該権利の行使によって得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。」と規定する。立案担当者によれば、一部代位者が原債権を担保するために設定されていた保証債務について、その履行を保証人に請求する場合、保証人は、債権者の同意なく債権者が残債権の全額の弁済を受ける前に一部代位者に弁済できるが、一部代位者は、受領した金額を債権者に対して償還する義務を負うとされる（満足面での原債権者優先主義²⁹⁾。このように、保証人が誤って現債権者が優先すべき部分についてまで一部代位者に支払った場合でも弁済は有効であるから、これとの比較でも本判決の結論は妥当であるとするのである³⁰⁾。

7 被害者の国に対する不当利得返還請求権について

本判決は、自賠責保険会社の国への弁済の効力を認めた上で、かっこ書きで「なお、国が、上記支払を受けた場合に、その額のうち被害者が国に優先して支払を受けるべきであった未填補損害の額に相当する部分につき、被害者に対し、不当利得として返還すべき義務を負うことは別論である。」と判示している。

なぜ、自賠責保険会社の国に対する弁済は有効であるのに、被害者との関係で不当利得を構成するのか。国の求償権行使は法律上の原因を有する

29) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（有斐閣、2017年）140頁の脚注135参照。

30) 森川さつき「判批」ジュリスト1586号（2023年）102頁。

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

のではない。

この点については、優先劣後関係にあって本来は受けることができないはずのものが劣後者に回ってしまった場合をいわゆる侵害利得の類型と捉え、これを優先者に回復する役割を不当利得返還請求に求めるものとする指摘がある³¹⁾。

また、前述の民法502条3項（満足面での原債権者優先主義）によれば、一部代位者において、債権者が残債権の全額の弁済を受ける前に一部代位者が弁済を受けた場合に、一部代位者は受領した金額を債権者に対して償還する義務を負う³²⁾ことも、被害者の国に対する不当利得返還請求権発生の根拠の指摘としてあり得るかもしれない。

このように、現状では、被害者の国に対する不当利得返還請求権での処理とせざるを得ないが、本稿では、冒頭で被害者が国に不当利得返還請求を行うことを強いることによる被害者の負担について問題意識として指摘した。そこで、以下、別の観点から若干の検討を試みる。

8 権利取得の範囲の問題として捉える可能性について

前述のとおり、私見としては、被害者優先説は直接請求権が競合した権利行使の場面において保険法25条2項の趣旨から被害者優先説を根拠付けることが可能ではないかと述べたが、この考え方は、①直接請求権と自賠法3条に基づく損害賠償請求権が同額のものとして成立していること³³⁾、②政府が労災保険給付を行うことによって、国は直接請求権を絶対的に取得することを前提としている³⁴⁾。しかし、このような前提に立

31) 森川・前掲注30) 103頁。

32) 潮見・前掲注29) 140頁の脚注135参照。

33) 直接請求権が自賠責保険金額を上限とする権利として成立するならば、被害者と国とで請求権の競合は発生せず、どちらが優先的な支払を受けられるかという問題は生じない。山本・前掲注3) 221頁の脚注1) 参照。

34) 最三小判平成元年4月11日民集43巻4号209頁は、第三者行為災害の際の損害賠償額算定にあたり過失相殺と労災保険給付額の控除との前後関係につき控除前相殺説を採用し、

たず、社会保険の公的保険者が代位取得できる範囲の問題として捉える考え方も存在する。すなわち、社会保険における公的保険者の代位の場面においても差額説を採用し、被害者が損害額全部を回収できるまでは、公的保険者には代位による権利取得は生じない、とする考え方である³⁵⁾。

ただし、この考え方を採るためには、前述した前提①及び②の考え方を変更する必要があるが、実務的には受け入れられにくいであろうとされる³⁶⁾。しかし、自賠責保険会社が支払う前の時点における、被害者と国の請求権競合の場面における被害者優先説を導く理由付けとしてではなく、本判決で問題となった、自賠責保険会社が劣後債権者である国に弁済した場合の効力を否定する法的根拠としては、国による権利取得が発生していないと考える以外にないであろう。そのように考えれば、被害者が国に不当利得返還請求権を行使するという負担を負わずにすむ。いま一度、国が取得する権利の範囲について、絶対説的な処理が適切か否か、すなわち、最三小判平成元年 4 月 11 日民集 43 卷 4 号 209 頁 (前掲注 34) 参照) を見直すことを検討するべきではないかと思われる。

9 おわりに (本判決の射程について)

本判決は労災保険給付の場合の判断であるが、その射程は同様の代位規定を有する社会保険一般 (例えば健康保険法 57 条や国民健康保険法 64 条等) にも及ぶものと考えられる³⁷⁾。この点、保険法 25 条適用の場面において、保

ゝたものであるが、これにより国は給付全額の求償が可能となることから、絶対説が採用されていると指摘される。若林三奈「被害者の自賠法 16 条 1 項に基づく請求権と社会保険者の代位による請求権の優劣」交通事故判例百選〔第 5 版〕(有斐閣、2017 年) 145 頁。高野・前掲注 5) 96 頁も同趣旨と考えられる。

35) 山下友信「自動車事故に関する損害賠償と保険の課題」交通事故損害賠償額算定基準〔21訂版〕((財)日弁連交通事故相談センター、2008 年) 317 頁。

36) 高野・前掲注 5) 96 頁。なお、論者は、自賠法 3 条に基づく損害賠償請求権を代位取得する公的代位者は、16 条請求権 (直接請求権) を被害者でないから取得できない、という理論がシンプルであると説く。

37) 山下典孝「判批」(判例秘書ジャーナル HJ100155) 10 頁、深澤泰弘「判批」ジュリスノ

被害者の有する自賠法16条1項に基づく請求権の額と労災保険法12条の4第1項により国に移転した上記請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても自賠責保険会社が国に対してした損害賠償額の支払は有効な弁済に当たるとされた事例に関する考察（山田）

険者が被保険者よりも先に求償権を行使し、有責加害者またはその者の賠償責任保険の保険者から弁済を受けた場合にも本判決の射程が及ぶとする指摘もある³⁸⁾。主として人身傷害保険会社による求償権行使の場面を想定しているものと考えられるが、そこまで本判決の射程が及ぶかについては慎重な検討が必要である。

↳ ト1583号92頁。

38) 山下（典）・前掲注37）11頁。